

ソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題

田川 佳代子

要旨：本研究は、ソーシャルワークが拠って立つ専門職としての基盤を下支えする価値や倫理について、現代的背景の脈絡において問い直すことを課題としている。ソーシャルワーカーは、市場における競合する個人主義を擁護する一方、もう一方で社会正義や平等を支持する、そうした福祉国家の本質にある反駁する価値の状況に身を置く。Banks (1995) が示す、ソーシャルワーク実践における「批判的反省」(critical reflection) を手がかりに、ソーシャルワーカーの役割における固有の複雑さや反駁について論じる。そして、専門職が倫理綱領を必要とする理由、その意義について述べる。さらに、利用者の権利への関心が高まるなか、ソーシャルワーカーの倫理的意思決定について検討する。ソーシャルワークの価値や倫理に対する関心や責任を喚起することには、ソーシャルワークの認識的視座に支配的な影響をもたらした実証主義の影響を顧み、個人の私的領域に押しとどめられてきた価値や倫理を、再びソーシャルワークの認識的視座に統合していく試みであることを論じた。

I. 課題提起

1. ソーシャルワークの現代的背景

経済社会の変化に伴い福祉を取り巻く環境も変化し、限られた資源・増加の見込みのない財源に対し、多様化するサービス・ニーズへの対応が急務とされ、時代の要請を反映し、社会福祉改革が漸次進められてきた。

社会福祉基礎構造改革において、サービス供給体制の多元化、社会福祉分野への民間営利企業の参入が図られ、介護保険はその尖兵と考えられてきた。サービス利用の仕組みとして、措置制度から契約制度への転換が実施され、「応能負担」(利用者の所得水準に応じた負担) から「応益負担」(社会福祉サービスの内容に応じた負担) への移行もみられた。

「市場原理を社会のあらゆる分野に貫徹させることによって、競争的で非依存的な、『活力あるactive』主体を作り出そうとする」（渋谷2004:36）¹新自由主義は、構造改革を支える支配的イデオロギーとして、福祉の市場化を推し進めた。また、競争原理の導入は、各事業体における合理化・業績主義に拍車をかけたと言われる²。

介護サービスの利用を市場における消費者の自由な選択と契約と捉える構想に基づく政策が展開されるなか、自己決定に対する利用者の権利を、消費者としての権利に収斂させる脈絡の背後には、社会的諸問題を個人の私的諸問題に帰し、社会連帯や社会的解決を生み出す契機を抑制する潜在的な危険性を孕んでいる。

サービス供給主体の多元化として、NPO的市民活動が期待されてきたが、その内実が、ともすれば、福祉国家の批判として出現した新自由主義を下支えする状況に埋没し、新自由主義の対抗軸としての新たな機軸を打ち立てられずにいることも指摘される³。

経営・管理主義が台頭するなか、従来の伝統的なソーシャルワークの価値や倫理は、どのように変化するのか、あるいは、しないのか。変化するとすれば、何が、どのように変わるのか。また、変わらないものがあるとしたら、それは何か。近年、改めて、ソーシャルワークの価値と倫理を問うことへ関心が高まっている⁴。

ソーシャルワーカーは、自らのおかれた状況をどう把握し、どう規定し返し、今日の状況に対処していくことが求められるのだろうか。ソーシャルワークが拠って立つ専門職としての基盤を下支えする価値や倫理が何か、それを現代的背景の脈絡において、改めて問うことの課題に直面している。

ここでは、Banks（1995）の主張する「批判的反省」（critical reflection）⁵を一つの手がかりに、現代の社会的脈絡にはめ込まれているソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題についてアプローチしていくとともに、ソーシャルワークにおける倫理的意決定について調べる。さらに、ソーシャルワークの認識的視座を含めた議論への展開を示すことができればと考える。

2. 見えにくいソーシャルワーク —分断化と統一化—

ソーシャルワークとは何かという問いに対し、戸惑いなしに答えることのできる人はどれほどいるだろうか。ソーシャルワークは、その目的、それが扱う課題、それが行われる現場の多様性により、常に定義することが困難な職業であり続けた⁶。

ソーシャルワークの目的は、さまざまな実践分野（児童、高齢者、障害者など）において、個別的ニーズへの対応から資源の分配、社会統制、矯正、リハビリテーション、社会的諸問題の予防から解決に至るまで、多岐にわたって行われる。実践課題には、ケア、コントロール、アセスメント、マネジメント、エンパワーメント、キャンペーンなどに関与し、その提供組織は、公的セクター、民間、企業、ボランティア、NPO的市民活動など多種多様であり、その現場は、施設・機関、地域、家庭にまたがる。

この多様性ゆえに、ソーシャルワークは一つの職業としての凝集性をもつことが難しく、確固としたアイデンティティを持ちえずにきた。そうした分断化傾向があるなかで、これらを一つの方法・技法として規定するのが、ソーシャルワークの価値や知識であると主張されてきた⁷。

ソーシャルワークの理論化作業においては、他からの借り物としての理論に依存する傾向が強く⁸、社会福祉分野で働くソーシャルワーカーの実践が経験的に蓄積され、それが知識として理論化され、独自の体系を築くに至る取り組み、いわゆる「実践の科学化」⁹は遅れをとってきた。その一方で、実証主義の影響は、他の学問と同様に、ソーシャルワークにも浸透し、科学の諸概念（たとえば、効果性の測定など）が実践を規定し、ヒューマニズムの立場を犠牲にしていく側面も広まっていった。

ソーシャルワークの価値や倫理に対する関心や責任を省みるということは、ソーシャルワークにおいて支配的な影響を持ってきた実証主義に偏重した認識的視座に異議を唱え、個人の私的領域に推し留められてきた価値や倫理を、改めてソーシャルワークの認識的視座に再統合させていく試みともいえる¹⁰。

3. 福祉国家に内在する反駁的な価値の状況

経済後退・財政逼迫の時代にあつて、福祉国家への批判は、左派からは公的セクターによる福祉の非効率・非効果が指摘され、右派からは税制や諸規制が新たな投資を妨げ、政府の積極的介入は自助努力や家族・共同体の相互扶助を阻害するなど批判されてきた。

市場における競合する個人主義を擁護する一方、他方で社会正義や平等を主張する、福祉国家にはもともとその本質に反駁しあう価値が内在していると考えられる。Banks（1995:18）はその議論のなかで次のように述べている。

「ソーシャルワークが福祉国家の一部であるという議論は重要である。なぜなら、倫理的諸問題がどのようにソーシャルワーカーの役割に固有にあるのか、理解を助けてくれるからである。福祉国家の一部として、ソーシャルワークは反駁と社会的な両面価値感情に基礎付けられる。ソーシャルワークは、社会的利他主義（ケア）の表現と、社会的規範（コントロール）を強化することの双方に向けて貢献する。」¹¹

市場における個人の権利を尊重し自由な選択を導く一方で、社会における全体的な善について考え、それを保全し統制する任務を負う。ソーシャルワークの任務には、福祉国家に内在する反駁的な価値の状況が存在する。ソーシャルワーカーは、競合する価値の状況に身を晒しながらも、そのマージナル（周辺的・境界的）な状況¹²に立ちつづけることを、いわば使命としている。

ソーシャルワークは、時代の動きのなかで、社会福祉政策との関係付けられ方によってさまざまに規定されてきた¹³。わが国の場合、社会保障・社会福祉の制度改革のなかで、「社会福祉の見直し」あるいは「福祉国家から福祉社会へ」という旗印の下、特に、財政面での運営・管理における効率性が重視され、合理化・業績主義が強調されてきた。

財政至上主義の改革路線なかで、援助者と被援助者の関係は、支配・被支配の権力関係として論じられ、ソーシャルワークの本質と密接に関わりのある関係性の倫理については、むしろ疎んじられる傾向にあった¹⁴。

Ⅱ. ソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題

1. 今日のソーシャルワークの倫理的諸問題

児童虐待の悲惨な事件¹⁵が相次ぎ、その度に報道機関や市民から、関係諸機関に対する非難や攻撃がなされてきた。児童虐待をめぐる介入・不介入の反駁は、社会的介入がなされないことによる子供の死、あるいは、家庭への強制的な介入による親子の分離、いずれの決定についても、歓迎されることのない結果が予測される状況のなかでの処遇の選択といえる。

また、本人の判断能力が低下する痴呆性高齢者の処遇に関しても、本人とその家族あるいは代理人との関係において、誰が、どのような介護方針を選択し、決定していくのか、いずれの選択が正しく、あるいは、正しくないのか、明快な回答のようなものが得られにくい状況が存在する。

高齢者の意思決定は、本人の理解能力、意思疎通能力、推論や熟考能力などによって構成されると考えられるが、それをどのように判定するかは難しく、またいかなる判断能力と判定されるときに、どのような処遇方針の決定となりうるのか、単純な基準の適用による判断とはなりえない。代理人による決定の場合、本人の福祉に対するリスクの如何によっては、本人の判断能力に関する判定の基準は多様に設定される必要があり、規範を適用することの限界については注意が求められる¹⁶。

Banks (1995) は、ソーシャルワーク実践における批判的反省 (critical reflection) の重要性を主張し、ソーシャルワーカーの役割における固有の複雑さと反駁を理解する必要性を論じている。倫理的諸問題やディレンマが生じた理由や経緯を明確に理解することによって、道徳的非難や攻撃から自己や専門職を守り、解決が困難な倫理的決定を行う際の罪悪感や不安を緩和することができる¹⁷。

2. ソーシャルワークの倫理

倫理学は「哲学の一分野」であり、「道徳哲学」であり、「道徳、道徳的諸問題、道徳的判断についての哲学的思索」と言われる¹⁸。さらに言えば、倫理学は、

「道徳（何が正しく、何が間違っているのか、あるいは、何が善であり、何が悪であるのか、そうした人々が従うべき行動の規範）に関する研究」であり、「『善い』あるいは『正しい』という用語による意味内容、あるいは、意味の使い方についての分析（メタ倫理）から、人々が従うべき内容を規定する実際の道徳的体系を案出すること（規範倫理）までを含む」と言われる¹⁹。

ソーシャルワークの立場からは、「専門職の倫理的諸側面は、実践者の義務や務めについての問いや、倫理的に何が正しく、何が間違った行いなのかについての疑問を含む」ものと考えられる²⁰。そして、「ソーシャルワークの大半は、特定のケースにおいてどのように振舞うかについて意思決定をすることに関心がある」²¹と指摘される。

ソーシャルワークは、利用者に対して、機関に対して、専門職に対して、社会に対して、重層的に義務と責任を負う。これらの義務や責任には、林立する権利、対立する利害、葛藤する価値の間でバランスをとることが求められる。

倫理的ディレンマは、「道徳的諸原則の葛藤を含む、二つの等しく歓迎されない二者間の選択にソーシャルワーカーが直面していると認識しているときに生じ、また、選択が正しいものであるかどうか不明なときに生ずる」²²とされる。

ソーシャルワーカーは、個人の権利を擁護し、自己実現を支持する一方で、社会の公平性や社会正義を追究する。また、ソーシャルワーカーは、個別的対応・世話や養護に関与する一方で、社会統制的役割を担う。これらは社会福祉に固有の反駁する価値や目的であり、ディレンマや葛藤を引き起こす原因となる。ソーシャルワーカーは、こうした反駁しあう価値や目的に置かれた自らの役割について批判的に熟考することが、実践において求められている。

3. ソーシャルワークの価値

ソーシャルワークの価値は、さまざまな文献で繰り返し提示されてきた。主なものは、人の独自性や多様性に対する尊重、選択権の向上、プライバシー、秘密保持、保護、行動を統制するための援助、差別に対する対抗、汚名の烙印を回避することなどがあげられる²³。

ソーシャルワークの価値と倫理に関する文献の多くは、ソーシャルワーカー

の個別処遇に関する諸原理を一覧にすることに焦点が当てられてきた。そうしたアプローチは、バイステックによって展開されたケースワークの原則²⁴、すなわち、個別化、意図的な感情の表出、統御された情緒関与、受容、非審判的態度、クライアントの自己決定、秘密保持、以上7つの原則の適用と加筆修正が主であったと指摘される²⁵。

バイステックの原則は、第一義的に効果的な実践のための諸原則として示されたものであり、倫理的諸原則を意図したものではなかった点、また、それらの諸原則は、基本的に一対一の自発的な援助関係を念頭においたものであり、現代のソーシャルワークの複雑さからはややかけ離れたものである点が批判される²⁶。

諸原則を一覧にして示す方法に向けられた批判には、リストされた諸原則間の不一致・矛盾が目立たないがゆえに、そのまま未解決になっていることが指摘される。これは、リストされたものが一貫して矛盾しないかどうかについて精査されないまま、あいまいな価値の体系が続いていることを意味している²⁷。

Banks (1995) は、1980年代におけるソーシャルワークの価値と倫理に関する論者は、「リスト・アプローチ」や、ソーシャルワーカーと利用者の関係性から遠ざかる傾向があったと述べる²⁸。その理由として、広範な一般原則は、さまざまな意味で解釈されうるということ、また、たとえば、非審判的態度に関する原則は、個人の特性についての道徳的判断を自制することに関連するが、同時に、ソーシャルワーカーには、利用者を援助する社会的責任があり、道徳的判断をすることによって彼ら自身の道徳的統合性を維持する責任があると考えられ、これらの諸原則にどう線引きするかがもう一つ別の困難として指摘された。さらに、競合する諸原則をどう調整するのか、どのように正当化されるのか、ほとんど情報が与えられていないと批判的熟考を展開している²⁹。

Ⅲ. 倫理綱領

倫理綱領は、体系的理論、職業における権限付託の根拠（専門職的権威）、地

域社会（コミュニティ）の承認、専門職の文化などとともに、専門職のもつべき属性の一つとして挙げられてきた³⁰。倫理綱領は、いわば、専門職の品質証明をしめすものとして考えられている。

なぜ倫理綱領をもつのかについて、Millerson（1964）は、倫理綱領の導入にあたってその必要性を決定する諸要素を6つ示している。

1. 実践のタイプとして、制度化されていないところで、単独で実践を行う専門職の場合、制度化された場における実践者よりも、より倫理綱領の指針を必要とする。
2. 実践の性格として、専門職と利用者の信用関係が、特に、生活や財産に関与する信用に基づくものならば、なおさら、倫理綱領の必要性は高まる。
3. 持ち込む技術が複雑な場合、可能な最善のサービス提供を銘記する意味で、倫理綱領は必要である。
4. 利用者の技術的な理解について、利用者が専門職の仕事を理解することができないとき、利用者を保護するためにも倫理綱領は必要とされる。
5. 利用者との接触について、もし接触が明らかで、直接的、個人的であるならば、その親密さゆえに、虐待の可能性にも開かれている。専門職と利用者の双方を保護する意味で、倫理綱領は必要である。
6. 利用者に向けての義務として、一人の利用者がいるとき、その義務は綱領によって明確にされる必要がある。多くの利用者があることで、責任が隠蔽される機会を減らす。（たとえば、子供に対する教師の責任は、いっせいに、異なる仕方、異なる理由で、両親、学校当局、地域に対しても責任が伴ってくる。）³¹

ソーシャルワーカーは、利用者から、利用者自身にとって最善の利益に沿って行動されるということが信用されている必要がある。ソーシャルワーカーと利用者の関係は、ある意味で、不平等な権力関係であり、利用者が搾取や不正から保護されるよう、専門職の倫理綱領が設けられていることが必要条件となる。

倫理綱領は、専門職のもつべき基本的価値に関する言明を含む。たとえば、

人間の尊厳、社会正義など。倫理基準については、簡潔な表現の場合もあれば、詳細な指針が与えられる場合もある。しかし、倫理綱領は、特定状況のなかでどのように行動すべきかの詳細な指針を目指すものではなく、あくまでも、一般原則を与えるものである。

倫理綱領は単に、専門職の行動の指針として役立てられるだけでなく、専門職のもつ意図や理想を公に宣言する外部的な意味とともに、職業集団の中で、共通の同一性の感覚を育て、価値を共有するのに役立てられる。倫理綱領は、専門職の責務を内外に表明する意味がある。

わが国では、1986年に、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領として採択・宣言された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」があり、同じものが、1993年、日本社会福祉士会の倫理綱領として採択された³²。この他に、日本医療社会事業協会、日本精神医学ソーシャルワーカー協会においては、それぞれに倫理綱領がつくられてきた。これらの社会福祉専門職4団体からなる社会福祉専門職団体協議会（通称：社専協）において、2003年に倫理綱領委員会が結成され、今年2004年6月の最終案策定に向け検討が行われてきた³³。まとめられた改訂最終案には、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）が2000年7月に採択した「ソーシャルワークの定義」が盛り込まれた³⁴。その訳された定義を次に示す。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。」

倫理綱領には、人権と社会正義の増進に対する務めが含まれている。サービ

ス利用者の自己実現と社会福祉の推進を目指す専門職の基本的価値が示される一方で、それらの基本的価値は、ソーシャルワーカーによって実践に移されることが期待される。そのためには倫理綱領における一般原則が解釈され、利用者の利益や権利を具体化するための、特定の原則や指針におととしていく作業が必要となる。

IV. 利用者の権利

1. 新たな専門職主義の台頭

サービス利用者の権利に対する関心が増すなかで、ソーシャルワークにおいても、新たなアプローチが台頭している。従来の医学や法律学のような伝統的な専門職モデルとは異なる、消費者運動から引き出される権利と参加の考え方を取り入れたものである。

専門的な意見を基礎に判断を行う専門職としてのソーシャルワーカーからは距離を置き、一定の処方された基準と手続きに従って資源を分配する人としてソーシャルワーカーをみなす、そうした専門職の権力や排他性を排除しようとする反専門職主義が勢力を保持する一方で、それとは一線を画す専門職としての立場を貫く新たなソーシャルワークが注目されている。それは、アドボカシー、利用者参加、エンパワーメントを通じ、利用者の権限を強めていくための、専門職と利用者の新たな関係の模索ともいえる³⁵。

Banks (1995) は、「新たな専門職主義は、専門職関係の脈絡のなかで、利用者により多くの力を与えることに関与するが、焦点はあくまでも力を与える側の専門職にある」と指摘する³⁶。Bamford (1990:57) も、「新たな専門職主義は、専門職の知識やスキルの存在を否定するものではないが、ワーカーとクライアントのギャップを埋め、クライアントに対する選択の範囲を広げることを求める」と述べている³⁷。

ソーシャルワーカーが雇用される組織が、官僚主義的な傾向を増せば増すほど、それに伴って、専門職が自律的である余地は乏しくなる。利用者に対する資源やサービスの分配に関しては、中央集権化された規則・手続きのもと管

理・統制が効く。その反面、利用者との直接的な接触場面においては、「自律的である」ことの余地が残される。そこは関係性やケアの占める領域でもある。それは利用者の側からみると、受益が左右される余地を残し、特に、力関係が非対称である場合、倫理的な問題を生む危険性を孕むものといえる。情報開示、不服申し立て、当事者参加などを通じて、利用者の権利を高める取り組みが期待される一方で、個人のアイデンティティに深く関与するソーシャルワークの関係構築の取り組みを下支えする価値や倫理が問われる場面ともいえる。

2. ケアの倫理

諸個人の権利と義務の体系に基づく道徳を正義の倫理と呼ぶのに対し、原則よりも関係性を、義務よりも責任を強調する倫理モデルとしてケアの倫理³⁸が主張される。あるいは、関わりやケア、尊敬の念など、徳の関係を基盤としたコミュニケーション倫理³⁹というものが言われる。

徳やケアは、人のアイデンティティの表現と結びついて、個人としての生き方に深く関わる⁴⁰が、現代社会では、それが公的な領域から切り離され、私的領域に押しとどめられてきた。ある意味で、徳やケアの倫理を検討していくことは、公的領域と私的領域の分離に見直しを迫るものであり、ソーシャルワークにおいてはそこに横たわる支配的な認識的視座に対する挑戦を意味するものといえる。

言い換えれば、それは、ソーシャルワークの方法論、即ち、ソーシャルワーク実践および研究における問題意識の枠組みの設定の仕方や、問題解決の手続きの過程を規定していく際の研究対象への関わり方や捉え方を問うことであり、同時に、それは、ソーシャルワークにおいて、これまで実証主義的な知識に偏重してきた認識的枠組みを止揚し、価値や倫理をソーシャルワーク実践の知識に再度、内包し統合していくことができる認識的視座としていくことでもある⁴¹。

V. ソーシャルワーカーの倫理的意思決定

1. Banks (1995) の場合

Banks (1995) は、道徳的判断をすることは、合理的な過程と考え、ソーシャルワーカーによって正当化されうると考える。ここではある一人の利用者の自己決定を支援することと、その利用者と利害関係にある身近な他者の最善の利益と、どう折り合いをつけるかという典型的な倫理的ディレンマの事例をもとに示された Banks (1995) の倫理的意思決定の骨子⁴²を確認していく。

第1に、事例に含まれる倫理的諸問題を取り出す作業がある。

- ① 利用者に情報が与えられ、選択する権利について — 利用者が合理的に自己決定による行動ができるならば、自らの人生についての決定をすべきである（人に対する尊重、カントの原則）という考えによって導かれている。その際、どの程度、利用者が問題を理解しうるかが問題としてある。その程度によって、利用者が選択に参加できるかどうか、あるいは、情報が提供できるかどうか、判断が必要となる。
- ② 利用者の利益について — 何を利用者にとっての最善の利益と考えるか。ここでは利用者の福祉を増進する原則を基本に、利用者自身の考える福祉を採るべきか、利用者のために他の誰かが考えた福祉を採るべきか（干渉主義）の問題がある。
- ③ 他者の権利との利害 — 利用者に関係する人々との利害。これらの関係者の権利や利害は何か。最大多数の最大の善を増進する功利主義の原則を基本に、分配の正義に関する問題が考慮される。
- ④ 構造的な不平等 — 利用者はなぜこうした問題に直面しなければならないのか。社会政策や権力構造による抑圧の問題について考える。

第2に、問題が、どのようにして生じたのかについての理解が要る。事例のなかの問題は、利用者が問題状況をどの程度理解し、どの程度与えられた情報に基づいて決定、選択することができるかについて疑問があるために生じている。そのため、議論の余地がある干渉主義的態度が検討される。また他者のケアに依存しているので、関係者の意見や利害が考慮されなければならない。さらに政策変化の影響で周辺においやられる立場の人々を、社会のなかで救済の

必要性の高い人々として認識していくことの不足からも、問題が生じてきていると考えられる。

第3に、決定を正当化していくため、ソーシャルワーカーによって探求されなければならない幾筋もの議論が存在する。

- ① 利用者は合理的思考と自己決定による行動がとれるかどうか。その意思決定能力の判断基準は単純ではなく、多様な判断がありうるということと、求められる能力に応じて、たとえば相対的に低いリスクであるならば、意思決定能力のゆるやかな基準が適用されるというように、多様な決定がなされる必要がある。
- ② 利用者の最善の利益とは何か。情報が与えられたなかでの選択であれば、利用者は自分の人生に対する影響力や統制感を保持できていると感じるかもしれない。選択による行動の結果、より安定を得やすくなるかもしれない。
- ③ 関係するすべての人々の最善の利益とは何か。
- ④ 利用者を圧迫し、力をそぐ態度・政策に変化をもたらすものは何か。
 ソーシャルワーカーは、それが自分の役割であるかどうか決め、変革に向けて何をすることができるかを決める。これはワーカー自身のもつ時間やスキル、選択する実践モデルに拠る。

第4に、ソーシャルワーカーの決定がなされる。ソーシャルワーカーは、利用者の世話をしている人々、利害関係にある関係者に会い、決定をしている。同意した点、同意しない点を明らかにしつつ、ある妥協点に至る過程を重視している。担当医との意見が割れた際、良い関係を維持する必要性をこの事例の場合には優先している。事例のなかのソーシャルワーカーは、カント主義（利用者の権利）と、功利主義（事を容易に運ぶ）の間で悩むが、家族に対して、利用者の権利を代弁する役割をとることに躊躇いはない。政府の政策による利用者の問題状況には気づいているが、日々の業務のなかで構造的不平等や不正義に挑む時間・余裕はないと判断し、利用者の利益と権利を守る役割に徹する選択をしている。以上が、Banks (1995) の倫理的意思決定の枠組である。

2. 考察

Banks (1995) の示した事例では、ソーシャルワーカーのかかわる範囲を見定め、そのなかで最善を尽くす努力が示される。諸原則間の推論というよりも、当事者間のコミュニケーションによる妥結を図ることを優先している。つまり、関係者の間で同意した点・同意しない点をコミュニケーションのなかで明らかにしつつ、決裂を避け、ある妥協点を模索している。ソーシャルワーカーは、諸原則間での葛藤を調べつつも、最も権利を損なわれやすい、差し引きできない利用者の権利を最優先に代弁を行う役割を担い、政策上の不平等・不正義に対するチャレンジよりも、持ちうる時間・スキルの条件の中で、利用者の利益と権利の防衛者として働いている。

Banks (1995) の倫理的意思決定の枠組みは、「批判的反省」を基にしたソーシャルワークの実践に根ざしており、そのなかで垣間見られるのは、ケアの倫理がその認識的視座に含められていることである。ソーシャルワーク実践の倫理的意思決定のなかで、ケアの倫理が、正義の倫理とともに統合されうることの具体的な意思決定過程の筋道が示されたものと理解できる。

VI. まとめ

財政逼迫のなかで要求される多様化するサービス・ニーズへの対応、そのなかで導入される市場原理、サービスの利用を消費者としての自由な選択と契約と捉え、サービス事業者において高まる経営・業績主義、ソーシャルワークの環境は、目覚しく変化し、絶えず見直しと改革を迫られている。本稿では、激動する時代のなかで、ソーシャルワークにおける価値や倫理を問う課題を設定し、ソーシャルワークが拠って立つ基盤を下支えする価値や倫理について検討を試みた。

分断化の状況におかれたソーシャルワークを、一つに規定していくものとして、価値や倫理を示した。しかし、実証主義がソーシャルワークにもたらした深刻な影響は、その認識的視座において知識と価値の分離を招き、効果性、効率性を追求する影で、ヒューマニズムを犠牲にする影響も広がった。

また、ソーシャルワークの任務に内在する反駁的な価値の状況に身をおくソーシャルワーカーの役割について触れた。今日的ソーシャルワークの倫理的諸問題から、Banks (1995) の「批判的反省」を手がかりに、現代の社会的脈絡にはめ込まれているソーシャルワークの価値や倫理をめぐる諸問題へアプローチを行った。

ソーシャルワークの置かれた構造組織は急激な変化を被っている。そのなかで、倫理綱領の必要性、それを持つことの意義について言及した。ソーシャルワーカーは、経営主義や官僚主義に対峙していく自らの価値基盤について明確化することが求められている。

情報開示、不服申し立て、当事者参加などを通じて、利用者の権利を高める新たな取り組みについて言及するとともに、改めて、個人のアイデンティティに深く関与するソーシャルワークの価値と倫理が何であるかを問い、また、それを下支えする認識的視座について検討を行っていく必要のあることについて論じた。

注

- 1 渋谷望「<参加>への封じ込めとしてのNPO—市民活動と新自由主義」『都市問題』95(8), 35-47. 引用
- 2 浅井春夫(2001)『新自由主義と非福祉国家への道—社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ』あけび書房, 91-94. 参考
- 3 渋谷(2004) 前出
- 4 たとえば、日本社会福祉学会第51回全国大会、大会記念シンポジウム『21世紀社会福祉実践の価値と倫理』2003年10月、日本社会福祉学会第52回全国大会、学会企画シンポジウム『社会福祉実践の価値と倫理—その2』2004年10月、そして翌年と3年連続でソーシャルワークの価値と倫理を学会において議論することが企画されている。
- 5 Banks, Sarah (1995) *Ethics and Values in Social Work*, Macmillan, 42-43.
- 6 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 1.
奥田いさよ(1992)『社会福祉専門職性の研究—ソーシャルワーク史からのアプローチ:わが国での定着をめざして』川島書店 93-95.
- 7 Bartlett, Harriett M.(1970) *The Common Base of Social Work Practice*, National Association of Social Workers. (=1989, 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房) 59.

- 8 Roberts, Richard (1990) *Lessons from the Past: Issues For Social Work Theory*, Routledge, 3
- 9 岡本民夫・小田兼三編著（1990）『社会福祉援助技術総論』ミネルヴァ書房 81-83.
- 10 Imre, Roberta Wells (1982) *Knowing and Caring: Philosophical Issues in Social Work*, University Press of America, 135, 144.
- 11 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 18.
- 12 Dickie-Clark, H.F. (1966) *The Marginal Situation*, Routledge and Kegan Paul. (=1973 今野敏彦・寺門次郎訳『差別社会の前衛』新泉社) 参照
- 13 高田真治 (1986) 『アメリカ社会福祉論－ソーシャル・ワークとパーソナル・ソーシャル・サービス』海声社 ii .
- 14 拙著 (1994) 「福祉事務所のワーカーの倫理的ディレンマに関する研究－ Grounded Theory Approach を通じて－」『社会福祉学』 35(2), 48-63.
- 15 例えば、朝日新聞大阪「豊中・幼児虐待死、母、障害児抱え孤立」2004,5,27. 朝日新聞大阪「親を支える 児童虐待の現場で 上」2004,6,1. 『クリップ・ライブラリー 月刊社会福祉』2004年第9号, NCL, 94-95.
- 16 Buchanan, A.E. and Brock, D.W. (1990) *Deciding for Others: The Ethics of Surrogate Decision Making*, Cambridge, 26-40.
- 17 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 142, 164.
- 18 Frankena, William K. (1973) *Ethics*, Prentice-Hall. (=1989, 杖下隆英訳『倫理学』改訂版 倍風館 6.
- 19 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 3-4.
- 20 Reamer, Frederic G. (1982) *Ethical Dilemmas in Social Service*, Columbia University Press, 3.
- 21 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 9.
- 22 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 12
- 23 Clark, Chris L. (2000) *Social Work Ethics: Politics, Principles and Practice*, Palgrave, 32-33.
- 24 Biestek, F. (1961) *The Casework Relationship*, London, Allen and Unwin. (=1982, 田代不二男・村越芳男訳『ケースワークの原則 よりよき援助を与えるために』誠信書房)
- 25 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 25-27.
- 26 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 25.
- 27 Timms, Noel (1983) *Social work values: an enquiry*, Routledge & Kegan Paul, 46-47.
- 28 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 29-30.
- 29 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 29-30.
- 30 Greenwood, E., (1957) *Attributes of a Profession*, *Social Work*, 2(3), 54

- 31 Millerson, G.(1964) The Qualifying Associations: A Study in Professionalization, London, Routledge & Kegan Paul, 151-153.
- 32 仲村優一監修、日本ソーシャルワーカー協会倫理問題委員会編集(1999)『ソーシャルワーク倫理ハンドブック』中央法規 「はじめに」
- 33 北本佳子 (2003)「葛藤を乗り越え、養成から実践につながる倫理教育と研修を」『月刊福祉』9月 29.
- 34 週間福祉新聞、2004年8月2日、2209号 1,3.
- 35 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 104-116.
- 36 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 105.
- 37 Bamford, Terry (1990) The future of social work, Macmillan, 57.
- 38 Gilligan, C. (1982) In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Cambridge, Mass., Harvard University Press.
- 39 Moody, Harry R. (1992) Ethics in an Aging Society, The Johns Hopkins University Press, 33, 64.
- 40 たとえば、Mayeroff, Milton (1971) On Caring, Harper & Row, Publishers. (=1989, 田村真・向野宣之『ケアの本質 生きることの意味』ゆるみ出版)
- 41 拙著 (1995)「ソーシャルワークにおける認識的視座の再検討—実践と研究の統合化を目指して—」『純心人文研究』創刊号 55-66.
- 42 Banks, Sarah (1995) *ibid.*, 158-164.

(なお、本研究は平成16年度文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(c)(2) (課題番号 14510203) の助成を受け行ったものの一部をまとめたものである。)

Various subjects related to value and ethics of social work

Kayoko Tagawa

This research intends to bring up value and ethics of social work that support foundation of social work activities as profession in relation with modernized background. Social workers are enforced to stand ambivalence between two contradicting aspects, the one advocates competing individualism in the market and the other supports social justice and equality that configure the essence of welfare state. Here, the subjects are discussed on the peculiar complexity of social worker's role and refutations against it securing a clue on the theory "critical reflection in social work practice" authored by Banks (1995). And the discussion is extended to the reason why ethical practice code is required to social work experts and the significance of the same. In addition, it is reviewed the ethical decision making of social worker in relation with the user's right that is questioned of growing concern. It was suggested that the activity to bring up concern and responsibility of the value and ethics of social work is the way to unify such value and ethics that have been encaged into private sector of individual due to predominant influence given by the positivism to general recognizing view point of the social work again.